

[平成 1 1 年第 7 回 1 2 月定例会－12 月 14 日-04 号]

◆ 1 番（松坂知恒議員） お疲れさまでございます。会派連合同志会を代表いたしまして、二つの議案に対して質疑を行います。

まず、第 127 号議案一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対し 4 点ほど質問いたします。

第 1 点ですが、今回のベースアップ 0.28%のうち、4 月遡及改定の影響分が 0.01%と算定されておりますが、この 0.01%の根拠を示してください。

また、なぜ 9 カ月さかのぼって基本給をアップしなければならないのでしょうか。基本給をアップすることは定年まで寄与することになり、諸手当へのはね返りにも影響することになります。また、退職金の高騰の要因にもなると考えます。毎年さかのぼって昇給させる制度を見直してはいかがでしょうか。あわせてお答えください。

第 2 点ですが、今回の市職員の定期昇給の平均額は幾らでしょうか。また、定期昇給とベースアップのそれぞれの金額とアップ率等をお答えください。また、民間との比較の数字をお答えください。

第 3 点ですが、民間企業との給与比較においては、諸手当の種類や金額の比較が必要であると思いますが、その比較は行われているのでしょうか。また、健康保険、共済年金、互助会費などの組合員と事業主の負担割合も比較すべきだと思います。民間との十分な比較は行われているのでしょうか。お答えください。

第 4 点ですが、賃金の比較は一月の給与だけで比較するのでは不十分だと思います。一時金を含めた年間賃金で比較するべきであると考えますが、検討されているのでしょうか。

また、本来は定年退職までの生涯賃金で比較するのが最も適切と考えますが、試算されてはいかがでしょうか。市当局のお考えをお聞きいたします。

人件費管理を含めた適正な人事管理こそ行財政改革のポイントであると考えます。厳しさを増す広島市の財政事情を克服し、広島市民の信頼を得るためにもより一層真剣に取り組んでいただきたいと希望いたします。

次に、第 133 号議案広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地地区画整理事業等施行条例等の一部を改正する条例に対し質問いたします。

提案理由についてお尋ねしますが、本年 11 月に都市整備局が作成した土地地区画整理事業の徴収清算金の分割納付条件の緩和策等についてという文書がありますので、この内容に沿ってお尋ねします。

第 1 点ですが、徴収清算金の分割徴収完了期限について、現行の 5 年間で 10 年以内に延長するという案でございますが、この分割徴収事務は一体だれが行うのか。また、その手順はどうするのか、お答えください。

第 2 点ですが、期限を 5 年から 10 年に延長した場合、徴収事務費もかさむと思われま

その経費はむだではないでしょうか。

この文書の趣旨の中で、関係権利者の調整に日時を要し、事業期間が一般的に長期化する傾向にあり、清算金徴収者の高齢化または世代交代が進み、清算金の支払いが難しくなっていると書いてあります。関係権利者の調整が長期化しているというのは、段原地区が最も当てはまると思いますが、清算金の徴収が困難という広島市の主張は間違っていると思います。なぜならば、段原住民は清算金を払わないとは言っておりません。市の説明に納得すれば払うと言っておるのです。長い年限をかけてむだな徴収事務費を費やすよりは、今現在住民を十分に説得して払わせる方がよっぽど財政的な負担は軽くて済むのではないのでしょうか。そもそも広島市と住民との話し合いがまだまだ不十分です。もっと話し合いをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。徴収事務の件と話し合いの件について、あわせてお答えください。

第3点ですが、この文書の趣旨の中で、特に市街地においては過小宅地対策適用者が多いといった特殊事情から、清算金が高額になるケースが多く、清算金の支払いについてはより一層厳しい状況となっていると書いてあります。この過小宅地対策とは広島市の実施した対策のことですが、この過少宅地対策をとるに当たって根拠となる法律は一体何か。また、過少宅地対策を立てるに当たってのフローチャート、つまり手順はどうであったのか、お答えいただきたいと思います。回答によっては再質問させていただきます。

○平野博昭 議長 企画総務局長。

◎黒川浩明 企画総務局長 給与改定につきまして3点お答えをいたします。

まず、職員の定期昇給の平均、それから定期昇給とベースアップでの金額、それからアップ率は幾らになるかということでございます。

行政職の職員の定期昇給の今年度の平均は6,821円でございます、これを基準内の給与で除して算出いたしますと、1.61%となります。また、ベースアップ分につきましては、本市人事委員会の勧告率どおり実施することといたしておりますので、1,173円、率にして0.28%となります。この定期昇給分とベースアップ分を単純に合計いたしますと7,994円ということで、率にして1.89%ということでございます。ちなみに、平成11年度の労働省調査によります民間企業の定期昇給込みのベースアップは2.21%というふうになっております。

次に、2番目でございます。健康保険組合、互助会、共済組合の事業主負担割合、これは民間企業と比較すべきでないかという御質問でございます。これらの健康保険組合の保険料、また互助会の掛金、市の助成金、またそれらの負担割合でございますけれども、これらは関係法律や、また他の政令指定都市の負担割合を考慮するなどして決定をしております。

民間企業の福利厚生につきましては、種類や内容がまちまちでございます、民間との比較は困難でございますため行っておりません。また、共済年金でございますけれども、この負担割合は地方公務員等共済組合法において一定の率が定められております。

それから、最後に適正な人事管理に一層取り組むよう希望するということでございます。人件費につきましては、これまでも職員数の削減、時間外勤務の削減、またその抑制、これらに取り組んできているところでございます。給与制度面では平成元年度以降を見ましても、退職手当や期末手当の引き下げ、特殊勤務手当の見直し、高齢職員の昇給延伸制度の新設等適正化に取り組んできておりまして、本年度も期末手当の0.3月の引き下げ措置を講じることといたしております。

また、厳しい財政状況等を勘案いたしまして、平成12年度からは課長級以上の管理職手当の10%カット、また管理職員特別勤務手当の見直し、特別昇給の3年間休止とか、高卒初任給基準の引き下げ等を行うことといたしたところでございます。今後とも本市職員の給与制度につきましては、人事院や、また人事委員会の勧告を基本にいたしまして、民間企業の動向等も踏まえながら、社会情勢の変化に対応したものとなるよう検討いたしますとともに、引き続き人件費の抑制には取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 都市整備局長。

◎北谷重幸 都市整備局長 第133号議案について3点ほど御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、分割徴収事務はだれが行うのか、その手順はどうするのかということでございますが、清算金の徴収は、施行条例により、徴収する金額に応じて分割回数、徴収を完了すべき期限を定めており、例えば清算金が25万円以上の場合には分割回数11回、徴収期限5年、1万円以下の場合一括徴収というふうに定めており、これらの徴収事務は各土地区画整理事業担当課が行うことになります。

分割徴収の手順については、まず換地処分公告の日の翌日に清算金の額が確定します。その後、清算金債権譲渡通知、債務引受届の提出、債権相続届、債務継承届の提出等々事務処理を行い、各納付義務者の方に清算金の分割回数と1回当たりの納付額及び納付期限を記した清算金通知書を送付することになります。この通知後、繰り上げ納付や分割期限延長の申し出があった場合、審査の上承認したときは、それに基づき清算金通知書を再送付することになります。

清算金の徴収は、その後、納付書を原則といたしまして、納付期限の20日前までに送付し、それにより指定の金融機関等に納付していただくことになります。

次に、期限を5年から10年に延長した場合、徴収事務費がかさむため、延長するよりも納付者を十分説得する方が財政的な負担が軽くて済むのではないかと。また、段原地区の場合もっと話し合いをすべきと考えるがどうかという御質問でございますが、今回の改正は段原土地区画整理事業に限らず、本市施行の土地区画整理事業全体について清算金にかかる納付者の負担軽減を図るため、本年6月の政令改正を受けまして、分割徴収に係る利率を年6%から年1.3%に引き下げるとともに、分割徴収完了期限については現行の5年か

ら最長 10 年以内に延長するものでございます。

この分割徴収完了期限の延長は、納付意思を有しながら 5 年間の分納では資力の関係でどうしても納付が困難な者に対し、納付の便宜を図るためのものでございます。御指摘のように、清算金の徴収に際しては、納付者の理解を得ることは大変重要であり、今後ともそのための努力をしてまいりたいと考えております。

次に、段原地区の住民の方々との話し合いについてありますが、これまで御答弁申し上げておりますように、本市といたしましては、過去に説明した内容を何とか実行したいとの考えのもとに、関係権利者や住民組織の方々の御意見等もお聞きしながら、土地区画整理事業の仕組みの内外でさまざまな検討を行ってきたところではありますが、小宅地対策の清算金について緩和措置を講じるような対策をとることができないとの結論に達したものでございます。このため去る 10 月 29 日付の文書で小宅地対策を受けられた権利者に対し、これまでの経緯や調査結果の報告、過去の説明を踏まえた対策の検討内容などについて、おわびの方々お知らせするとともに、11 月 4 日から延べ 8 回にわたり地元説明会を開催したところでございます。したがって、本市としては今後改めて説明会を開催するのではなく、必要に応じ段原再開発部において個別に対応させていただきます。

次に、過小宅地対策をとるに当たって根拠となる法律は何か、また段原地区の過小宅地対策を立てるに当たってのフローチャート、手順はどうであったかの御質問でございますが、過小宅地対策の法的根拠や段原地区の場合の手順についての御質問ですが、今回の徴収清算金の分納条件の緩和措置や過小宅地対策適用者を含みます清算金徴収者全体を対象としておりますので、簡潔に御答弁させていただきます。

まず、土地区画整理法に基づく過小宅地対策は、同法第 91 条により換地に当たって、衛生の向上や災害防止の観点から照応の原則の例外として、地積面において特別な措置が行うことが認められており、この既定に基づき実施するものであります。

次に、段原地区の小宅地対策を実施した手順、経緯についてであります。施行地区内には 100 平方メートル未満の小宅地が 3 割以上もあったことから、昭和 48 年 3 月の事業計画認可に際し、広島県都市計画地方審議会から過小宅地対策等に最善の措置を講じるよう要望書が提出されるとともに、地元住民や、昭和 53 年に設置されました土地区画整理審議会からも、小宅地対策の実施を強く要望されておりました。こうしたことを踏まえ、本市では昭和 55 年 8 月に企画関係者会議に諮り、無減歩、減歩緩和方式による小宅地対策を実施することとし、そのための対策用地を市が買収する方針を決定いたしました。これを受けまして、同年 12 月には土地区画整理審議会の意見を聞いて、小宅地対策の具体的な事務手続を定めました小宅地、小借地等の取扱要領を制定し、これにより対策を実施したところでございます。

以上でございます。

○平野博昭 議長

人事委員会事務局長。

◎渡邊紀男 人事委員会事務局長 127 号議案人事委員会の勧告に関する御質問にお答え

いたします。

最初に、ベースアップ0.28%のうち遡及分0.01%の根拠は何か。また、その実施時期についてでございます。

市職員の給与と民間の給与を比較するために行われます民間給与実態調査は、民間の春闘結果により、給与改定が行われた後に、個人ごとの4月分給与について調査を行うものでございます。しかし、この調査時点ではすべての事業所で給与改定分の支払いが終わっているわけではなく、4月時点の格差、すなわち本格差は改定分の支払いが終わっている事業所は改定後の給与、それ以外の事業所は改定前の給与をもとに得られたものであるため、給与改定は4月にさかのぼって行われるけども、調査時点ではまだ給与改定分の支払いが終わっていない事業所は格差の算定から取り残したこととなります。そこで、このような事業所につきましては、事業所単位で給与の平均改定率を調査いたしまして、その影響分を算定して本格差に足し合わせることでございます。これが4月遡及改定分と称するものでございまして、本年の場合は0.01%でございました。

次に、給与改定の実施時期でございますが、先ほど申し上げましたとおり、職員の給与は民間の春闘後の4月分の給与と比較しておりますが、これは民間の春闘結果に基づくベースアップが大部分の事業所で4月から、または4月に遡及して実施されていることによるものでございます。

次に、諸手当についてでございます。民間において支給される手当の種類や形態、これは多岐にわたっておりまして、個々に比較することは非常に困難でございます。このため民間給与と職員給与との比較は、諸手当を含んだもの同士で行っているところでございます。

最後に、賃金の比較は一月の比較、月額だけではなくて、年間賃金、あるいは生涯賃金で比較してはどうかとの御質問にお答えいたします。

現行の比較方法は、諸手当を含んだ4月分の民間給与と職員給与を比較し、その格差を勧告するとともに、あわせて民間事業所の一時金の調査結果も報告しておりまして、結果的に年間給与においても、民間給与と職員給与との均衡が図れる仕組みとなっているものでございます。

また、生涯賃金での比較についてでございますが、過去人事院が研究会を設けて検討したこともございますが、給与、ボーナス、退職金は、それぞれの性格、役割を異にしておりまして、合算して比較を行うことは無理であるということなどから、現行の給与勧告に当たっては生涯賃金と比較する方式はとっていないものでございます。

なお、これまで御答弁申し上げましたとおり、現行の給与勧告の方式は人事院の総括的調整のもと、人事院及び全国61の人事委員会が役割分担をし、共通の基準で実施しているものでございますので、御理解を賜りとうございます。

以上でございます。

○平野博昭 議長

1番。

◆1番（松坂知恒議員） 小宅地対策の件について再質問させていただきますけれども、結局その小宅地対策を立てるためには昭和55年の8月16日に開催されました企画関係者会議、先ほど御説明ありましたけれども、これに当時の市長、助役、担当局長が参加しておられますね。この企画関係者会議で小宅地対策の細かい点、詳細についても決定しなければならなかったはずですが、この企画関係者会議の決定に沿って、その会議以後、小宅地対策用地の用地購入費を昭和56年から3カ年かけて、市単独の事業として予算化されております。結論として清算金の考え方、市の職員が住民に説明して回ったのは、この3カ年で買った買取価格で清算できればよいということを説明して回っておるわけですが、その結論としての清算金の考え方というのを、昭和55年のその市長、助役、担当局長以下が出席した企画関係者会議で確立されていたのではないのですか。その金額ですね、また清算金の金額についても当然確立されていたと思うんですけれども、その点についての明快な答弁、これを求めたいと思います。

○平野博昭 議長 都市整備局長。

◎北谷重幸 都市整備局長 昭和55年8月の企画関係者会議におきましては、その前後の検討状況等から見て、小宅地対策に係る清算金は、市が取得する対策用地の取得原価が回収できればよいとの認識のもとに、小宅地対策の方策を付議したものと考えられますが、同会議では無減歩、減歩緩和といった土地の面積に関する対策と、市が取得しなければならない対策用地の面積と資金の方針決定しておりまして、小宅地の清算金について特別な取り扱いを定める場合は、別途決裁などにより意思決定をする必要があろうかと思えます。しかしながら、小宅地の清算金の特別な取り扱いについて一時期検討しておりますが、結果的には先送りされた形で、意思決定したものはございません。その意味において、今回の換地計画を定めるに当たりまして、現行の土地評価基準等に基づいて換地計画の案を作成したものでございます。

○平野博昭 議長 1番。

◆1番（松坂知恒議員） 重ねてお尋ねいたしますけれども、その企画関係者会議の決定に沿いまして、昭和55年に企画関係者会議が決定されたわけですが、その2年後の57年の11月に施行地区内における「小宅地、小借地等の取扱い要領」の施行規程、ここでその小宅地対策の取扱要領施行規程が定められておるわけですが、そこに市の職員が作成した起案分の説明の中にはこのように書かれております。本取扱適用に伴う清算金は、対策用地購入原価を回収することとしています。小宅地対策の適用を受けた換地の評価と市が買取した土地の評価の指数調整を行う方向で清算金の考え方を検討し、施行規程に追加することにしたいと考えてます、このように明記されているわけです。このように事務の流れを追ってみますと、昭和55年の企画関係者会議以来、一貫して小宅地対策の清算金は土地購入価格と定められているわけです。これ以降の例えば仮換地発表時における市職員の住民への説明においても、これは購入原価が回収できればよいという説明をしておるわけで、その企画関係者会議での決定方針に沿ったものであるわけです。結局その企画関

係者会議の決定ですね、これこそが市の結論であり、この決定がこの小宅地対策をとるに当たっての法律であったと、これは認めざるを得ないんじゃないですか。ところが、昨年これらの市の決定に対して清算金を、今度は買収価格の2倍に当たる坪当たり100万円と、勝手に議論も尽くさずに変更している。これは当時の市長の裁量権の逸脱であり、言葉をかえれば職権乱用に当たると考えますけれども、いかがでしょうか。この企画関係者会議の決定の意義というのが、やはりその市の結論であり、小宅地対策を決めるに当たっての法律であるというふうには考えなければならぬと思うんですけれども、このあり方について、企画総務局長いかがお考えですか。

企画関係者会議の決定というのはそれほどの重みがあり、有効性があるものではないんですか。お答えいただきたいと思います。

○平野博昭 議長 都市整備局長。

◎北谷重幸 都市整備局長 先ほども御答弁申し上げましたが、55年8月に開催されました企画関係者会議では、無減歩、減歩緩和といった土地の面積に関する対策と、市が取得しなければならない対策用地の面積と資金、こういうものを決めておまして、小宅地の清算金の取り扱いまで決定しているものではございません。（「ほんなら何で……」「黙っとれ……」と呼ぶ者あり）

○平野博昭 議長 静粛にお願いします。（「あんたらが言うようになつたらん」と呼ぶ者あり）なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じます。念のために申し上げておきます。

◎北谷重幸 都市整備局長 小宅地の清算金の取り扱いを定める場合は、別途、先ほど申し上げましたように、決裁などにより意思決定をする必要があります。しかしながら、小宅地の清算金の取り扱いについて一時期検討しておりますが、結果的には先送りにされた形で終わっており、その取り扱いについて決裁などにより意思決定したものはございません。したがって、（「意思決定じゃないだろう」と呼ぶ者あり）

○平野博昭 議長 退場を命じます。

◎北谷重幸 都市整備局長 したがって、昨年の中地計画の作成時において、一般宅地と同一に取り扱うことが公平の観点から合理的であると認識し、57年に制定いたしました土地評価基準に従って算定した結果、清算金坪平均単価が約100万円になったものでございます。

以上でございます。

○平野博昭 議長 松坂議員に申し上げます。時間もかなり経過しています。この件に関しましては所轄の常任委員会で発言いただきたいと思っております。

この際、お願いでございます。

発言通告者はあと2名の予定となっております。休憩せずにこのまま会議を続けたいと思っております。御協力をお願いいたします。

46番藤田博之議員。

[46 番藤田博之議員登壇]